

平成 2 4 年 4 月 1 日 制 定

一般社団法人 宇和島交通安全協会定款

一般社団法人宇和島交通安全協会

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宇和島交通安全協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を愛媛県宇和島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、交通の安全及びその円滑なる発達を図り、併せて自動車の操縦に関する知識技能を研究することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全運動の実施
- (2) 交通施設の維持改善並びに交通能率に関する研究及び実施
- (3) 交通事故防止の啓蒙宣伝及び交通道德の昂揚運動
- (4) 交通功労者及び優良運転者の表彰
- (5) 宇和島市に住所を有する者に対する交通法令及び技能の講習
- (6) 宇和島市に住所を有する者の素質向上に関する研究及びその実施
- (7) 交通殉難者慰霊祭の執行
- (8) 学校交通自治会その他交通安全実践組織の強化育成
- (9) 愛媛県、愛媛県公安委員会その他関係団体からの委託事業に関する事業
- (10) 交通安全物品販売に関する事業
- (11) 愛媛県収入証紙の売りさばきに関する事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び会費

(協会の構成員)

第5条 この協会の会員は、宇和島警察署管内（北宇和郡松野町及び同郡鬼北町の区域を除く。）に住所を有するものであって、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して、活動に積極的に参画する意思をもって入会した者
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した者
- (3) 特別会員 自動車又は原動機付自転車を保有する団体又は事業所などであって、協会の目的に賛同して入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申込みをし、その承認を受けるものとする。

2 賛助会員の入会は、理事会が別に定める免許会費の納入をもって申込みとみなし、入会期間は、運転免許の有効期間とする。

3 特別会員の入会は、理事会が別に定める車両会費の納入をもって申込みとみなし、入会期間は、理事会が別に定める期間とする。

(会費)

第7条 会員は、総会が別に定める会費を所定の期日までに納めなければならない。

2 会員が、会員としての資格を喪失したときは、既に納めた会費は返却しない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。

2 正会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録に議長及び出席者の中から議長が指名する2名以上の議事録署名人が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 理事 15人以上25人以内
- (4) 監事 3人

2 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事は、総会の決議により選任する。

2 会長及び副会長は、理事のうちから理事会の決議によって選任する。

3 監事は、協会の正会員の中から、総会の決議により選任する。ただし、理事又は協会の使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、総会及び理事会において監査結果を報告しなければならない。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問等)

第26条 協会に、任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、協会の運営について意見を述べることができる。

4 参与は、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

5 参与は、協会の業務の執行に関し、指導又は助言にあたるものとする。

6 顧問又は参与の任期は、委嘱時に理事会が定める。

7 会長は、理事会の同意を得て、委嘱した顧問又は参与を解職することができる。

8 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 理事会の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第33条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に常時備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第38条 協会は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第39条 協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第40条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 協会に事務局を置き、次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 書記 若干人
- (3) 交通指導員 若干人

2 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

3 事務局長は、会長の命を受け、職員を指揮監督し、会務を処理する。

- 4 書記及び交通指導員は、会長が任免する。
- 5 書記は、上司の命を受け、庶務、会計その他の業務を行う。
- 6 交通指導員は、上司の命を受け、交通指導及び交通安全教育を行う。

第11章 雑則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の一般社団法人移行後最初の会長は、上田哲芳とする。
- 3 整備法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 4 協会の一般社団法人移行後の最初の正会員は、次のとおりとする。

氏名 上田 哲芳
川上 豊
橋本 正巳
山本 定利
中矢 幸男
吉田 充枝
五十嵐 廉
宇都宮 一善
中平 守
舩森 正雄
谷本 治
松本 俊樹
田中 昭弘
平井 忠司
浅井 悟
毛利 善廣
二宮 俊明
西田 學
山内 清志
清家 章一
清家 宏
木下 勇
中田 衆雄
木下 幸一

山下 熊市
兵頭 史朗
毛利 文一
山下 豊美
杉本 耕治
中村 順生
佐々木 教明
岡崎 紀幸

- 5 この定款の施行の際に普通会員である者は、賛助会員とみなす。
- 6 この定款の施行の際に総代である者は、その地位を失う。